

日本スポーツ仲裁機構

Japan Sports Arbitration Agency

〒150-0041 東京都渋谷区神南2丁目1番1号 国立代々木競技場内
TEL 03-5465-1415 FAX 03-3466-0741 E-mail: info@jsaa.jp http://www.jsaa.jp

2006年度事業計画

1. スポーツ仲裁事業

2. スポーツ仲裁法研究会の開催

スポーツ仲裁、スポーツに関する法の研究を行い、当機構仲裁人候補者である研究会メンバーのスポーツ仲裁、スポーツ法に対する理解を一層深め、またその成果を公表することによって、広く一般の認識を深めることに資する。年3～4回程度開催(うち1回は関西にて開催)予定

3. スポーツ仲裁シンポジウムの開催

第1回(04年12月14日)は日本経済新聞社との共催で、第2回(05年1月26日)は上智大学法科大学院主催、当機構は立教大学ビジネスロー研究所ならびに立教大学ウエルネス研究所と共に協力機関であったが、いずれも所期の成果を挙げることが出来た。本年度は、これら2回の経験と成果をふまえ、第3回目のシンポジウムを、大阪市内で市の援助を得て秋頃開催の予定である。このシンポジウムは、広く社会に、スポーツ仲裁、スポーツに関する法の意義と重要性を一層強くアピールすることを目的とする。

4. スポーツ仲裁、スポーツ関連法に関する内外の文献収集および文献リストの作成、ホームページ等での公表

5. 諸外国におけるスポーツ仲裁関連機関との情報交換

6. 特定調停合意に基づくスポーツ調停(和解あっせん)事業

これに関連して、ADR基本法に基づく認証団体の指定を受けるべく作業を行う。

7. 当機構事務局に持ち込まれる事前相談案件に対する適切かつ円滑な対応

8. 当機構法人化の準備作業

公益法人制度改革による新制度制定を機に、当機構は、その法人化の実現に向けて準備中であるが、この制度改革のスケジュールによれば、平成18年3月に、法律案を政府として決定、国会に提出すとされているので、当機構は新制度法制化検討の推移を見守りつつ、本年度第三四半期末を目途に、関係計算書類の整備、定款案、設立趣意書の作成等を進めていきたい。

7. その他、当機構規程第4条に定める事業のうち、必要と認められるものを行う

以上